

令和7年度 展示会申込書

展示会名	※「団体名+作品展」等の表記は使用できません。
団体名	
展示内容	
フリガナ	
代表者名	
代表者連絡先 ※対応窓口の方が代表者 と異なる場合は、窓口 となる方の住所・氏名・ 電話番号等も合せてご 記入下さい。	〒 TEL FAX (窓口担当) 住所 氏名 TEL FAX
展示希望時期	第一希望 第二希望
備考	

- * この申込書は 令和7年4月～令和8年3月までの展示 の受付となります。
- * 展示期間は **14日以内** でご検討ください。
- * 花・鉢物植物の展示に関しては、開花・観賞時期を考慮し、優先的に日程を組ませていただくことがありますのでご了承ください。
- * 希望多数の場合は、日程の短縮または抽選等の調整をさせていただきます。

申し込み期限	令和6年12月10日(火) 窓口、郵送、FAXにてご提出ください。
--------	---

狭山市智光山公園都市緑化植物園展示ホール利用規則

(趣旨)

この規則は、狭山市智光山公園都市緑化植物園展示ホールの利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(展示)

展示ホールにおいては、市民の緑化意識の高揚、植栽意識の普及、植物への興味の促進等を目的とした展示とする。

- (1) 各種植物や緑化、園芸等に関する展示。
- (2) 風景・景観を取り込んだ写真及び絵画等の展示の場合、作品の主要題材は原則植物とする。(例えば、犬や猫を主題とした写真などは展示ホールの利用目的と合致しないので展示しない。)但し、野生の生物が主題となった写真が、一部混在する事はその限りでない。
- (3) クラフト等工作作品を展示する場合、主たる材料は植物とするか、植物を模した作品の展示とする。

(搬入・搬出)

- (1) 展示の搬入・搬出は展示する団体、個人の責任において行い、その作業は告知展示期間外で行うこと
- (2) 展示事項に必要な備品貸出等の計画調整のため事前に「展示ホール使用計画書」を提出すること。

(広報・宣伝)

展示における広報・宣伝は、都市緑化植物園事業として実施する。

- (1) 広報さやま「都市緑化植物園」欄に掲載する場合、団体名や詳細は掲載しないものとする。
- (2) 展示期間決定後の変更や短縮は特別な事情がない限りできない。
- (3) ポスターチラシ看板の設置など、展示に関する宣伝活動は各団体で実施することができる。許可を要する場合があるため、管理者と協議すること。

(注意事項)

- (1) 狭山市内を拠点として活動する団体を優先する。
- (2) 芳名帳については、出展者が責任を持って管理すること。個人を特定できるような個人情報取得する場合は、法令に基づいて行い、紛失等の無いよう注意する。当植物園では責任を負わないものとする。
- (3) 初めて当展示室での展示を行う場合、植物園の開設趣旨との整合について、三週間前までに確認を行うものとする。

(制限)

以下の項目に該当する場合、展示の取り消しをする場合がある。

- (1) 「展示ホール使用計画書」の記載事項が実際と異なる場合
- (2) 当施設で定めた利用規則に違反した場合
- (3) 宗教団体・思想団体・政治団体またはこれに類する展示等の目的と当園が判断した場合
- (4) 公序良俗に反するまたは法律に違反する恐れがあると当園が判断した場合
- (5) その他理由の如何にかかわらず、利用目的等が当施設で行うにはふさわしくないと当園が判断した場合

(禁止事項)

以下の行為については禁止とする。

- (1) 建物内での飲食
- (2) 当方の承諾のない掲示、販売、寄付募集行為等
- (3) 危険物の持ち込み
- (4) 腐敗物、腐植物等の臭気を伴うものの持ち込み
- (5) 大音響を発するものの持ち込み
- (6) 介助犬以外の愛玩動物の持ち込み